

春日部市介護保険条例の一部を改正する条例

春日部市介護保険条例（平成18年条例第27号）の一部を次のように改正する。

(1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正後	改正前
<p>(延滞金)</p> <p>第16条 <u>介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）</u>第132条の規定により普通徴収に係る保険料の納付義務を負う者（以下「保険料の納付義務者」という。）は、納期限後にその保険料を納付する場合においては、当該納付金額に、その納期限の翌日から納付の日までの期間に応じ、当該金額につき年14.6パーセント（ただし、納期限の翌日から1月を経過するまでの期間については、年7.3パーセント）の割合をもって計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。ただし、延滞金の確定金額に100円未満の端数があるとき、又はその金額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。</p>	<p>(延滞金)</p> <p>第16条 <u>法</u>第132条の規定により普通徴収に係る保険料の納付義務を負う者（以下「保険料の納付義務者」という。）は、納期限後にその保険料を納付する場合においては、当該納付金額に、その納期限の翌日から納付の日までの期間に応じ、当該金額につき年14.6パーセント（ただし、納期限の翌日から1月を経過するまでの期間については、年7.3パーセント）の割合をもって計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。ただし、延滞金の確定金額に100円未満の端数があるとき、又はその金額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。</p>
<p>附 則</p> <p>(延滞金の割合等の特例)</p> <p>第5条 当分の間、第16条第1項に規定する延滞金の<u>年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合</u>は、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合（<u>当該年の前年に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。</u>以下この条において同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、<u>その年（以下この条において「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）</u>とする。</p>	<p>附 則</p> <p>(延滞金の割合等の特例)</p> <p>第5条 当分の間、第16条第1項に規定する延滞金の<u>年7.3パーセントの割合</u>は、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合（<u>各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法（平成9年法律第89号）第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合をいう。</u>）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、<u>その年中においては、当該特例基準割合（当該特例基準割合に0.1パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）</u>とする。</p>

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年1月1日から施行する。ただし、第16条の改正規定は、公布の日から施行する。

(延滞金に関する経過措置)

- 2 改正後の附則第5条の規定は、延滞金のうち平成26年1月1日以後の期間に対応するものについて適用し、同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。